○ 工事成績評定要領　新旧対照表

新	旧
工事成績評定要領 第１　から　第１２まで省略 附 則 １　この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 ２　工事成績評定要領（平成 11 年 3 月 26 日付け土第 412 号）は廃止する。 附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。ただし、同日前に入札公告等を行った工事については、社会保険等未加入業者との下請契約締結に関する項目に限り、なお従前の例による。	工事成績評定要領 第１　から　第１２まで省略 附 則 １　この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 ２　工事成績評定要領（平成 11 年 3 月 26 日付け土第 412 号）は廃止する。 附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。

○ 工事成績評定要領（工事成績採点表の考査項目別運用表）　新旧対照表

新	旧
工事成績採点表の考査項目別運用表 １.施工体制 Ⅰ．施工体制一般 評価対象項目　省略 ※□□□

○ 工事成績評定要領（工事成績採点表の考査項目別運用表）　新旧対照表

新	旧
工事成績採点表の考査項目別運用表 ６．社会性等 Ⅰ．地域への貢献等 □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ 県産品使用率が１００％であった。 □ 県内の元請業者が工事の全てを施工していた。 □ 下請業者が全て県内業者であった。 □ その他（理由：　　） ●判断基準 該当項目数７以上　・・・・・・・　a 該当項目数５以上７未満　・・・・・・・　a’ 該当項目数３以上５未満　・・・・・・・　b 該当項目数１以上３未満　・・・・・・・　b’ 該当項目なし　・・・・・・・　c （欄外注釈） ※１．地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。 ※２．県内業者の下請に関する評価において、県内業者が施工できない特殊工種は評価の対象外とし、それ以外の工種で評価する。	工事成績採点表の考査項目別運用表 ６．社会性等 Ⅰ．地域への貢献等 □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ 県産品使用率が１００％であった。 □ 県内の元請業者が工事の全てを施工していた。 □ 下請業者が全て県内業者であった。 □ その他（理由：　　） ●判断基準 該当項目数７以上　・・・・・・・　a 該当項目数５以上７未満　・・・・・・・　a’ 該当項目数３以上５未満　・・・・・・・　b 該当項目数１以上３未満　・・・・・・・　b’ 該当項目なし　・・・・・・・　c （欄外注釈） ※１．地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。 □□□

○ 工事成績評定要領（工事成績採点表の考査項目別運用表）　新旧対照表

新

工事成績採点表の考査項目別運用表

7．法令遵守等

措　置　内　容	点 数
□ 1．入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点
□ 2．入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点
□ 3．入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点
□ 4．入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点
□ 5．文書注意	－8点
□ 6．口頭注意	－5点
□ 7．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点
□ 8．その他（　理由：　）	－　点

【上記で評価する場合の適応事例】
1．～15.　省略

16. 総合評価落札方式における技術提案等が受注者の責により履行されていなかった。
17. □□□□